

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第8号

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会（<u>指定都市を除く。以下同じ。</u>）が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。